

## 税金

### 家屋・土地の変更の届け出は税務課まで

固定資産税は、毎年1月1日現在で土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

令和3年(2021年)中に新築・増築・取り壊しのあった家屋または用途の変更があった土地(田畑を造成したなど)については届け出て下さい。

### 問 税務課 (吉備庁舎)

### 償却資産の申告をお忘れなく

会社や個人で工場や商店を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方が、その事業のために所有する構築物・機械・備品などの固定資産(土地・家屋・自動車を除く)を「償却資産」といいます。1月1日現在における当該償却資産については、1月31日までに申告しなければなりません。期限間近になると窓口が混み合います。早め(1月中旬を目安に)提出してください。

### 問 税務課 (吉備庁舎)

### 税理士による地区相談会場のご案内

税理士による確定申告書の書き方などの相談を無料で行います。

開設場所	開設日	2月					開設時間
		7月	8月	14日	15日	16日	
有田市役所 3階 会議室		●	●				9:30 ~ 16:00 (相談受付 締切時間 15:30)
有田川町役場 清水行政局 2階 大会議室				●			9:30 ~ 15:00 (相談受付 締切時間 14:30)
有田川町役場 吉備庁舎 4階 第2・3会議室					●		9:30 ~ 16:00 (相談受付 締切時間 15:30)
湯浅納税協会 3階 会議室						●	9:30 ~ 16:00 (相談受付 締切時間 15:30)

※いずれの会場も12時から13時までは相談は行っていません。

※ご来場の際には、前年分の控え、源泉徴収票(給与・年金収入のある場合)、所得控除に係る各種証明書などの申告書の作成に必要な書類と筆記用具などをご持参ください。

※各会場とも「土地・建物・株式等を売却された所得」「贈与税」「相続税」「山林所得」に関する相談は行っていません。これらに関する相談が必要な場合は、湯浅税務署までお越しください。

### ● 申告書作成会場での感染症対策にご協力ください

- ① 確定申告会場の来場者数によっては早めに受け付けを終了させていただく場合があります。
- ② ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします(マスクを着用されていない場合、入場をお断りする場合があります)。
- ③ 咳・発熱などの症状のある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ④ 会場内に筆記用具は用意しておりませんので、ボールペンや計算器具などをご持参ください。

### 問 湯浅税務署 ☎63・5351

### 令和3年(2021年)分 申告書作成会場

湯浅税務署では申告書作成会場を開設します。

会場にお越しの際は、前項目に記載の「申告書作成会場での感染症対策にご協力ください」の内容を確認の上、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

● 開設期間 / 2月16日(水) ~ 3月15日(火)

※土・日・祝日を除く。  
※また、開設日初日(2月16日(水))や確定申告期限(3月15日(火))

間際は、大変混雑することが予想されます。

### ● 相談受付時間 / 16時まで

※来場者数によっては16時以前に相談受け付けを終了する場合がありますので、なるべく早めにお越しください。

※作成済みの申告書の受け付けや用紙の交付は17時まで行っています。  
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。

### 問 湯浅税務署 ☎63・5351

### スマートフォンでの申告がさらに便利になりました

### ● スマホ専用画面の対象が拡大

スマートフォンで見やすいスマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入などの雑所得、一時所得に加えて、新たに「特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制」が加わりました。

### ● スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマートフォンで源泉徴収票を読み取ること、源泉徴収票に記載されている金額などを「確定申告書等作成コーナー」へ自動反映させることが可能になりました。

### 問 湯浅税務署 ☎63・5351